

千葉県蘇我球技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第45号

千葉県蘇我球技場条例の一部を改正する条例

千葉県蘇我球技場条例（平成16年千葉県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号アの表中「23, 760円」を「24, 200円」に、「11, 880円」を「12, 100円」に、「11, 930円」を「12, 100円」に、「5, 960円」を「6, 050円」に、「7, 920円」を「8, 060円」に、「3, 960円」を「4, 030円」に、「26, 840円」を「27, 340円」に、「13, 420円」を「13, 670円」に、「13, 470円」を「13, 670円」に、「6, 730円」を「6, 830円」に、「8, 940円」を「9, 110円」に、「4, 470円」を「4, 550円」に、「43, 500円」を「44, 310円」に、「21, 750円」を「22, 150円」に、「21, 800円」を「22, 200円」に、「10, 900円」を「11, 100円」に、「14, 500円」を「14, 770円」に、「7, 250円」を「7, 380円」に、「19, 740円」を「20, 110円」に、「9, 870円」を「10, 050円」に改める。

別表第1項第2号アの表中「55, 540円」を「56, 570円」に、「27, 770円」を「28, 280円」に、「70, 560円」を「71, 860円」に、「35, 280円」を「35, 930円」に、「93, 390円」を「95, 120円」に、「46, 690円」を「47, 560円」に改める。

別表第1項第2号イ中「694, 280円」を「707, 140円」に、「すべて」を「全て」に改める。

別表第1項第2号ウ中「694, 280円」を「707, 140円」に改める。

別表第1項第2号エ中「80, 100円」を「81, 580円」に改

める。

別表第2項の表中「74,460円」を「75,840円」に、「50,700円」を「51,640円」に、「26,840円」を「27,340円」に、「11,930円」を「12,150円」に、「12,650円」を「12,880円」に、「25,300円」を「25,770円」に、「720円」を「730円」に、「820円」を「830円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「610円」を「620円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「920円」を「940円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「18,300円」を「18,640円」に、「37,330円」を「38,020円」に、「12,440円」を「12,670円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。